

京都市  
通学路・児童の移動経路交通安全プログラム

～通学路・児童の移動経路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月

土木事務所・警察署道路交通連絡会議  
通学路安全推進部会  
児童の移動経路交通安全推進部会

## 1.プログラムの目的

京都市では、平成24年4月に東山区大和大路通及び亀岡市で発生した交通死亡事故を契機として、教育委員会、土木事務所及び警察署が連携し、市内の全小学校の通学路を対象に緊急合同点検を行い、通学路の安全確保に向けた方策を三者で協議し、必要な対策を講じてきました。

平成27年7月には、従前の取組により得た知見を活かし、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を進めるため、「京都市通学路交通安全プログラム」を策定し、以降、同プログラムに基づき、関係機関がより強固に連携し、児童が安全に安心して通学できる通学路の交通安全対策を、計画的かつ継続的に実施してきました。

また、令和元年5月には滋賀県大津市において、散歩中の保育園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生したことを踏まえて、市内の児童福祉施設等に対し、散歩コースなど児童が集団で移動する経路(児童の移動経路)の安全点検を依頼し、施設から危険が想定されると報告があった箇所について、関係機関による合同点検を実施しました。合同点検により交通安全対策を実施する対象となった箇所については、この間、各関係機関において対策に取り組んできました。

以上を踏まえ、今般、小学生と未就学児の子どもの交通安全対策について、より効果的・効率的に実施していくため、「京都市通学路交通安全プログラム」に上述の児童の移動経路の交通安全に係る取組を加えた、「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、子どもの交通安全確保を図っていきます。

## 2. 推進体制

平成24年度、通学路の安全確保のための緊急対策を円滑に実施するため、各土木事務所及び土木事務所の管轄区域を有する各警察署で構成された「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」を活用し、構成員に教育委員会及び区役所・支所を加え、四者で取組の方針を共有し、連携のもと安全対策を進めました。また、令和元年度からは同会議に子ども若者はぐくみ局も参加しています。

本プログラムの推進体制としては、「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」の下に設置された、「通学路安全推進部会」及び「児童の移動経路交通安全推進部会」により、構成機関のより一層の連携のもと、通学路及び児童の移動経路の交通安全対策を進めるものとします。

### 〔構成機関〕

#### ○道路管理者

京都市建設局 各土木事務所(土木管理課), 国土交通省京都国道事務所

#### ○交通管理者

警察署(交通規制課)

#### ○学校関係者

京都市教育委員会 体育健康教育室

京都府文化スポーツ部 文教課(※1)

#### ○施設関係者

京都市子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室, 子ども若者未来部育成推進課, 子ども家庭支援課, 幼保総合支援室

#### ○オブザーバー(※2)

※1 私立幼稚園関係

※2 必要に応じて、区役所・支所(地域力推進室), 京都市交通安全関係各課, 交通安全関係団体などの関連機関のほか, 自治会代表者, 学識経験者等を加える。

部会長は、通学路安全推進部会については京都市教育委員会体育健康教育室保健安全課長, 児童の移動経路交通安全推進部会については京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室企画総務課長をもってそれぞれ充てる。

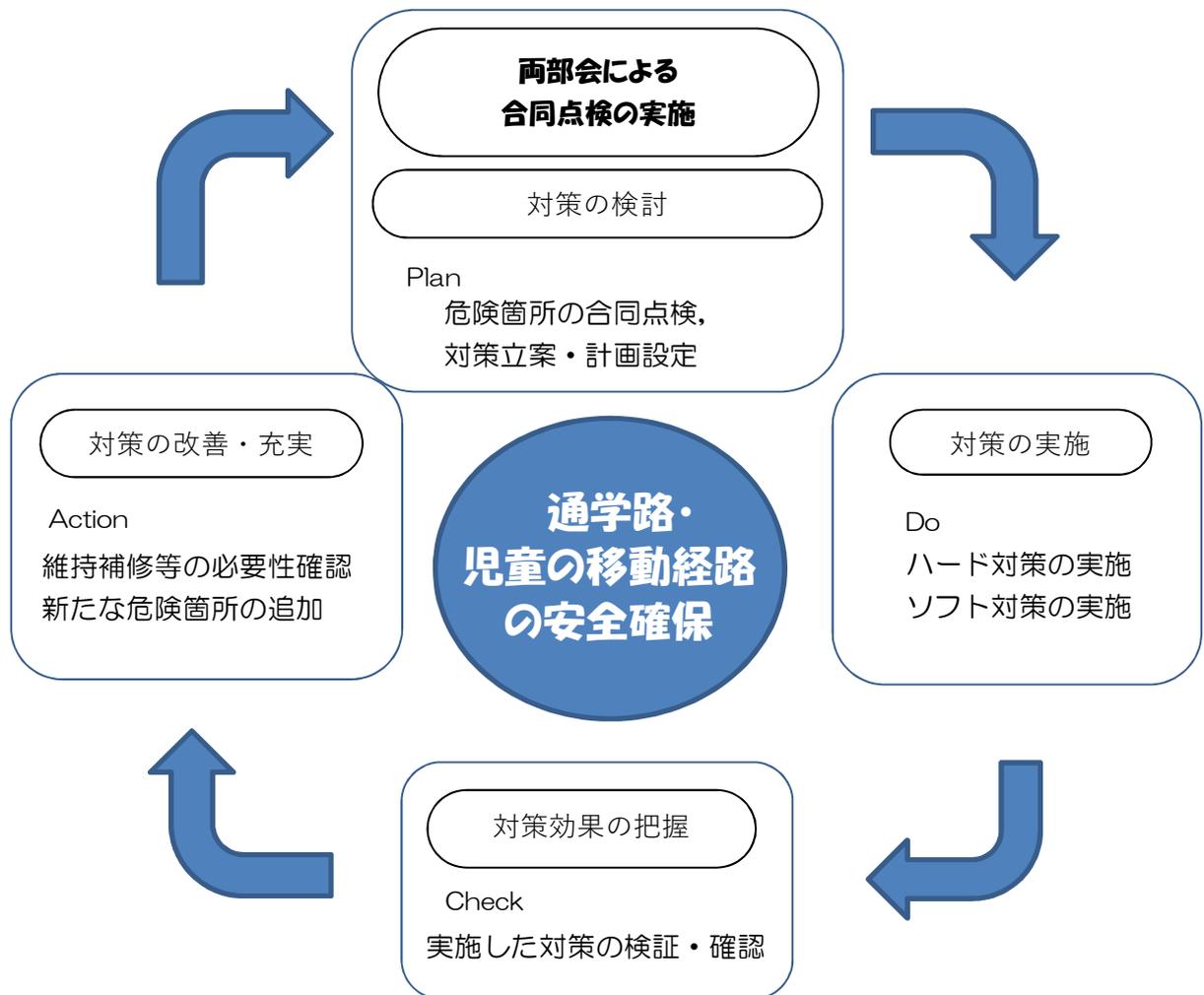
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

通学路安全推進部会及び児童の移動経路交通安全推進部会(以下、「両部会」という。)の構成機関の連携を基盤とし、点検や対策の検討・実施を進めるとともに、対策後の効果の把握や対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路・児童の移動経路の安全性の向上を図っていきます。

#### 〔通学路・児童の移動経路安全確保のためのPDCAサイクル〕



#### (2) 年度ごとの構成機関による合同点検の実施

両部会構成機関の互いの連携のもと、交通実態に応じ、課題を踏まえた効率的・効果的な合同点検を実施するとともに、必要に応じて区役所等通学路安全推進部会構成機関以外の関連機関とも連携した合同点検を実施します。

#### (3) 対策の検討

両部会において、対策や改善を必要とされた箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード面の対策や、交通規制や交通安全教育の実施等のソフト面の対策など、具体的な対策内容と実施時期について検討します。

#### (4) 対策の実施

具体的な対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、両部会の構成機関で連携・調整を図ります。

#### (5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、対策が有効に機能しているか、効果が上がっているかなど、対策効果を把握します。

#### (6) 対策の改善・充実

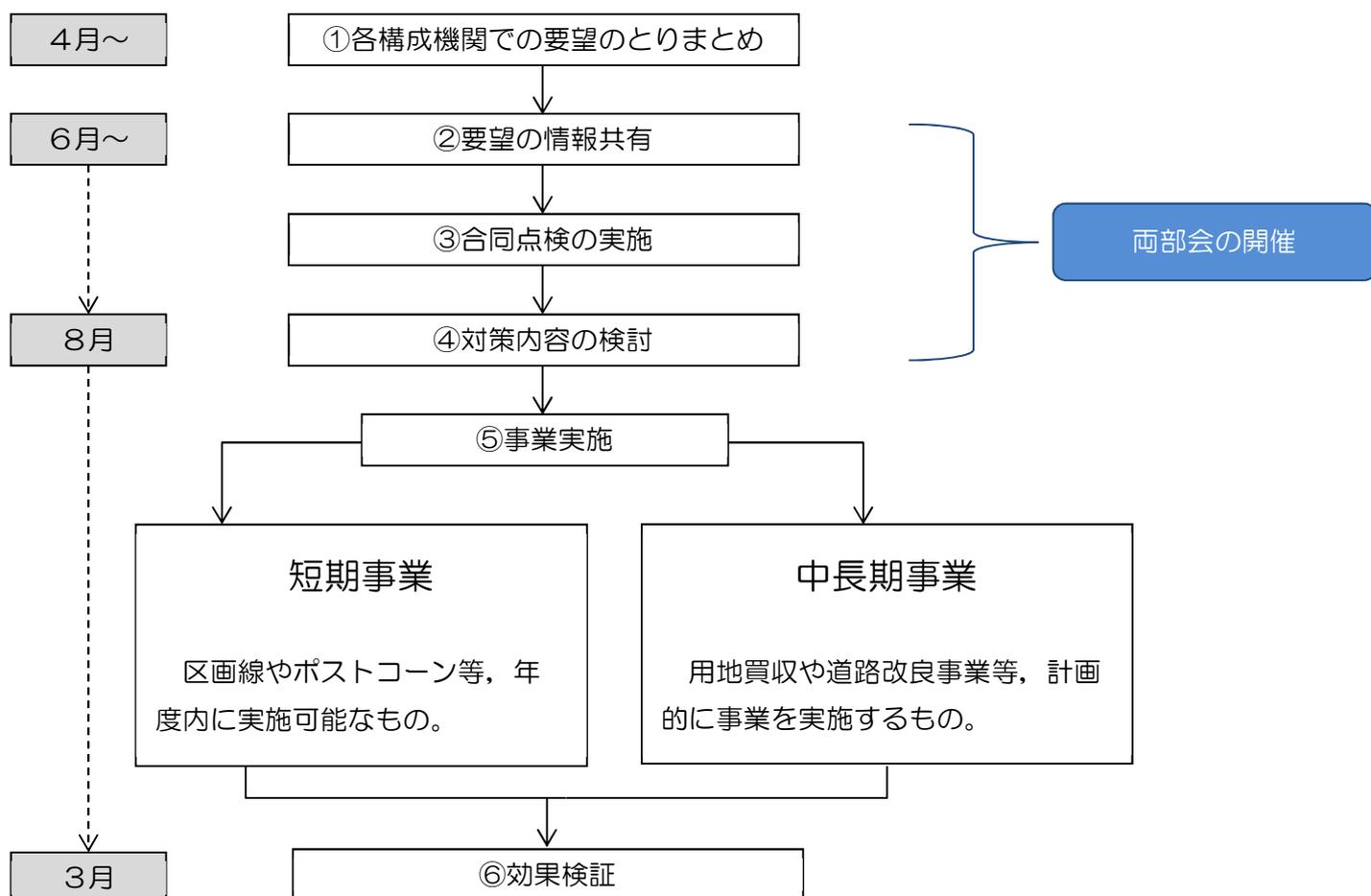
対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図るとともに、その知見を共有し、次期の対策に活かします。

### 4. 今後の取組

上記の取組方針に基づき両部会を開催します。

部会では、各行政機関等に寄せられた通学路・児童の移動経路に係る危険箇所等の改善要望について、構成機関で情報の共有を図り、合同点検を実施し、ハード面やソフト面の対策など、具体的な対策内容や実施計画について検討し改善を図ります。

#### 〔フロー図〕



## 5. これまでの取組

通学路における交通安全対策については、従前から警察署や土木事務所が連携し、必要な対策を講じてきました。そのような中、平成24年4月の事故をうけ、京都市立小学校全170校の通学路を対象に、市内8土木事務所と各警察署、教育委員会が合同で緊急総点検を実施し、交通安全上の課題を確認しました。

講じた対策として、区画線の補修、ポストコーンの設置や、自動車等の運転手に対して近くに小学校があることを知らせ注意を促すための、路側帯のカラー化、交差点のカラー化等のハード面の対策に合わせて、歩行者又は運転手への注意喚起のための電柱幕設置や飛び出し防止看板の設置、各学校においてはボランティアによる「見守り隊」の見守り活動や児童への交通安全指導の充実等、ソフト面の対策についても取り組みました。

なお、「飛び出し防止看板」については、京都市立学校の管理用務員で組織する「学校用務研究会」の主体的な取組として推進しているほか、右京交通安全協会における取組等により、市内の多くの小中学校等で設置が進んでいます。

また、保育園児の散歩コースなど児童の移動経路については、令和元年5月の大津市における事故を踏まえ、市内の児童福祉施設等から報告があった箇所について、関係機関による合同点検を行ったうえ、通学路における取組と同様に、区画線の補修、ポストコーンの設置、電柱幕の設置等の対策に取り組んできました。

<p>注意喚起</p>	<p>区画線の補修，電柱幕設置</p> 	<p>飛び出し防止看板設置</p> 
	<p>電柱幕設置</p> 	<p>(参考) 全国交通安全運動のポスター・チラシに電柱幕について掲載</p> 

<p>歩行空間の確保</p>	<p>路側帯，交差点のカラー化</p> 	<p>歩行空間の整備</p> 
<p>防護柵の設置</p>	<p>防護柵による歩車分離</p> 	<p>転落防止柵の設置</p> 
<p>区画線・路面表示の設置</p>	<p>区画線の設置</p> 	<p>路面表示の設置</p> 
<p>横断歩道</p>	<p>横断歩道の設置</p> 	<p>横断歩道設置に伴う歩道の切下げ</p> 

交通規制の変更

通学時間帯に合わせた規制時間変更（自転車及び歩行者用道路）



自転車歩行者専用道路

土曜・日曜・休日を除く  
7:30~8:30  
13:00~17:30

ソフト面の取組充実

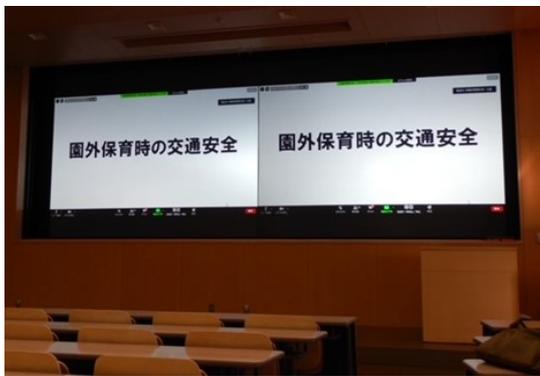
ボランティアの協力による見守り活動



交通安全教育の充実



保育園等の職員への研修（オンライン開催）



情報発信

市民しんぶんでの発信